

# 福津市訪問型サービスB登録団体募集について

本事業は、住民ボランティアなどが主体となり、支援が必要な高齢者に対して軽度の生活支援を提供する団体に補助金を交付する事業です。

## 1. 補助対象団体について ※毎年度、更新制です。

補助対象となる団体は、高齢者に軽度の生活支援を行う団体で、以下の項目全てに該当するものとします。ただし、営利活動・政治又は宗教活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体は除きます。

- (1) 要支援・事業対象者を含む65歳以上の高齢者に対し、訪問による生活支援サービスを提供する団体。
- (2) 市内で活動する構成員が5人以上の団体。
- (3) 活動の主体は市内である。
- (4) サービスの提供状況について、月ごとに市に報告（利用回数や利用内容等）できる。
- (5) 介護予防・生活支援サービスを安心・安全に提供又は利用できるよう、その活動を保障範囲とする保険に加入する。
- (6) 生活支援コーディネーターとの連携をとる。

→「福津市の地域資源」として市公式HPに掲載、市民の方へ広報等を行います。

## 2. 補助対象活動について

生活支援サービスの内容は、介護予防を目的とした多様な生活支援にかかる活動としています。

### ■活動内容の例

掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、電球交換、家具や電気機器の修理、パソコンや電気機器等の操作補助等  
(利用者の居宅において、日常生活上の多様な困りごとに対する様々な生活支援を広く対象とします。内容について判断に迷う場合は、問い合わせ先までご連絡ください。)



## 3. 補助対象経費について

補助対象経費		月あたりの上限額
基準額	<ul style="list-style-type: none"><li>事務作業及び利用者のサービス調整に係るコーディネーター等に係る人件費</li><li>有償ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）</li><li>物品購入費、印刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料等</li></ul>	基準額：1,000円  1,000円×利用者数 (要支援者及び事業対象者の利用が1名以上ある月が補助金交付対象月になります)

補助金交付決定後、振込を行いますので、必ず団体用の通帳を作成してください。

※裏面へ続く

## 4. Q & A

### ①申請書の提出書類は各団体で作成してもよいか？

→市が定めている様式（様式第●号）以外の書類であれば、各団体で作成していただいて構いません。ただし、市が見本として作成している用紙の項目を含むように作成してください。

#### 【様式を定めていない提出書類】

- ・実施計画書
- ・収支予定明細書
- ・団体の構成員名簿
- ・利用者報告書
- ・収支明細書

#### 【様式を定めている提出書類】

- ・団体登録申請書(様式第1号)
- ・補助金(変更)交付申請書(様式第3号)
- ・補助金交付請求書(様式第5号)
- ・月次報告書(様式第6号)
- ・補助金実績報告書(様式第7号)

### ②サロン活動などは対象になるか？

→対象になりません。対象になるのは、訪問して行う生活支援活動になります。

### ③対象経費は他の補助金などと併用することはできるか？

→団体として、他の補助金を利用させていただく事は可能ですが、訪問型サービスBとして受ける補助金と他の補助金を同じ経費に充てる事はできません。

### ④奨励金について複数の方がボランティアに関わった場合の奨励金はどうなるの？

→例えば剪定1回の利用者負担が1,000円であれば、ボランティア活動に従事した方への奨励金は1,000円が上限です。二人の方が関わった場合は、それぞれの方に対して1,000円が上限になります。また奨励金の金額は、それぞれの方に1,000円以内でいくらするかは、団体が決めていただけます。

### ⑤要支援などの認定を受けている利用者の利用がなかった月は、補助金の対象になるの？

→なりません。要支援者及び事業対象者の利用が1名以上ある月が補助金交付対象月になります。

### ⑥生活支援コーディネーターとの連携はどのようにとっていけばいいの？

→郷づくりエリアごとに配置されている生活支援コーディネーターは地域課題の解決に向けた取り組みを行っています。その取り組みの中で、活動についての情報共有などをお願いする場合がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

### ⑦月次報告書はいつまでに提出すればいい？

→その月毎の実施状況を翌月10日までに提出いただきます。報告書と併せて申込書のご提出もお願いし

### ⑧補助金の交付時期はいつか？

→団体の登録後、交付申請書を提出していただきます。市による審査、交付額決定後請求書を提出していただき、補助金を交付します（活動完了後、実績により精算を行います）。交付申請書の提出日の翌月からが補助対象期間となります。

### ⑨申請の際、団体規約は必要となるか？

→団体登録をする際に、団体の規約（会則）がわかる書類を提出していただきます。また団体の通帳を作成する際に必要となることがあります。規約のひな型を準備しておりますので、お問い合わせください。ただし、市の準備したひな型がすべての金融機関に対応可能とは限りませんので、あらかじめご了承ください。

### ⑩この事業に関係する書類（領収書等を含む）の保管はどうするか？

→活動完了後、5年間保管してください。



#### <問い合わせ先>

福津市役所 高齢者サービス課 高齢者福祉係  
TEL: 43-8298